

議案第91号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について  
次のとおり三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正  
することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に  
より、本議会の議決を求める。

平成15年12月15日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成15年12月19日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

三朝町条例第 号

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条  
例

三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成8年三朝町条例第  
10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対  
応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）  
が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条～第23条 略  (許可証の交付) 第24条 町長は、法第7条第1項及び <u>第6項</u> の許可、法第7条第2項及び <u>第7項</u> の許可の更新並びに法第7条 の2第1項の事業の範囲の変更の許 可を行ったときは、許可証を交付す るものとする。 2 略  第25条以下 略	第1条～第23条 略  (許可証の交付) 第24条 町長は、法第7条第1項及び <u>第4項</u> の許可、法第7条第2項及び <u>第5項</u> の許可の更新並びに法第7条 の2第1項の事業の範囲の変更の許 可を行ったときは、許可証を交付す るものとする。 2 略  第25条以下 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成18年12月12日

北 条 田 吉

北条市議会 議長 田 吉

第18号

前項第1号の旨に適合する場合は、当該改正部分を変更に改める。

前 正 規	新 正 規
第1条第1項第1号	第1条第1項第1号
(付託の交付)	(付託の交付)
第24条 町長は、第1項及び第2項の許可、第3項の許可の更新の申請の取扱いに当たっては、許可証を交付するものとする。	第24条 町長は、第1項及び第2項の許可、第3項の許可の更新の申請の取扱いに当たっては、許可証を交付するものとする。
第25条以上	第25条以上